

記入例

ご不明な点はお気軽にお問合せください。

届出日を記入してください。

離婚届

令和3年11月30日届出

山梨県甲府市長殿

【離婚届に必要なもの】

- ①戸籍謄本（裏面1参照）※R6.3.1以降は戸籍の添付は必要ありません。
- ②運転免許証・マイナンバーカード等（本人確認のため）
- ③調停・和解離婚の場合・・・調停・和解調書の謄本  
審判・判決離婚の場合・・・審判もしくは判決の謄本及び確定証明書  
※裁判による離婚は、成立・確定の日から10日以内に原則申立人が届出をしてください。

(1)	氏名	夫 甲府太郎	妻 甲府花子
	生年月日	昭和46年11月3日	昭和47年7月8日
(2)	住所	山梨県甲府市丸の内 1丁目18番1号 グリーンヒル101号室	
	本籍	山梨県甲府市丸の内一丁目18番	
	父母の氏名	夫の父 甲府一郎	妻の父 山梨五郎
	父母との続柄	母 甲府はな	母 山梨ふじ
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	婚姻前の氏（名字） 山梨県甲府市丸の内一丁目1番 山梨花子	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 甲府二郎 甲府なでし子
(6)	同居の期間	平成元年7月から 令和3年7月まで	
(7)	同居を始めたとき	(同居を始めたとき)	
(8)	別居する前の住所	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	婚姻の際に氏（名字）が変わった人で、婚姻前の氏にもどる人はどちらかを選んでください。 ※もとの戸籍（婚姻前の戸籍）が「除籍」になっている場合はもとの戸籍にもどることはできません。 ※新しい戸籍をつくる場合は、新本籍地の戸籍担当に本籍がおけるかどうかを確認しておくことをおすすめします。（届出時点において存在しない地番に本籍を置くことができないため） ※旧姓に戻らず離婚後も現在の氏（名字）をそのまま使用する場合は、別途届出が必要です。（裏面3参照）その場合はこの欄（太枠内）は記入しないでください。	
他	※鉛筆や消えやすいペンで書かないでください。		
	届出人署名	夫 甲府太郎	妻 甲府花子

同一住所の場合で、世帯を分ける場合はそれぞれの世帯主を書いてください。（住所が甲府市の場合で甲府市に届出をする場合のみ）

現在（婚姻中）の本籍を記入してください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、親権者を定め、親権を行う方に子の氏名を記入してください。

※この届出だけでは子の戸籍は異動しません。子を異動させるには、別の手続きが必要です。（裏面4参照）

別居前の世帯のおもな仕事にチェックしてください。

署名は必ず本人がしてください。押印は任意です。



※連絡先の電話番号（AM8:30～PM5:15の間に連絡のとれるところ）を必ず記入してください。  
 ※窓口時間外の届出は、甲府市役所本庁舎1階管理室で受付しています。審査が後日になるため、場合によっては、再度来庁していただくことがあります。ご了承ください。